

令和 7 年 9 月 4 日

第5回片品村議会会議録

利 根 郡 片 品 村

令和 7 年第 5 回片品村議会定例会会議録第 1 号

議事日程 第 1 号

令和 7 年 9 月 4 日（木曜日）午前 10 時開議

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 議員派遣 | |
| 日程第 4 | 一般質問 | |
| 日程第 5 | 議案第 4 1 号 | 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 4 2 号 | 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 4 3 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 4 4 号 | 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 4 5 号 | 物件売買契約の締結について |
| 日程第 10 | 認定第 1 号 | 令和 6 年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 2 号 | 令和 6 年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 3 号 | 令和 6 年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 13 | 認定第 4 号 | 令和 6 年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 14 | 認定第 5 号 | 令和 6 年度片品村簡易水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 15 | 認定第 6 号 | 令和 6 年度片品村下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 16 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 17 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 18 | 報告第 5 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 19 | 報告第 6 号 | 財政の健全化判断比率等について |
| 日程第 20 | 報告第 7 号 | 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第 21 | 同意第 3 号 | 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 22 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 23 | 議案第 4 6 号 | 令和 7 年度片品村一般会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 24 | 議案第 4 7 号 | 令和 7 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について |

- | | | |
|---------|-----------|--------------------------------------|
| 日程第 2 5 | 議案第 4 8 号 | 令和 7 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 2 6 | 議案第 4 9 号 | 令和 7 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 2 7 | 議案第 5 0 号 | 令和 7 年度片品村下水道事業会計補正予算（第 1 号）について |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|---------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 議員派遣 | |
| 日程第 4 | 一般質問 | |
| 日程第 5 | 議案第 4 1 号 | 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 4 2 号 | 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 4 3 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 4 4 号 | 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 4 5 号 | 物件売買契約の締結について |
| 日程第 1 0 | 認定第 1 号 | 令和 6 年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 1 | 認定第 2 号 | 令和 6 年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 2 | 認定第 3 号 | 令和 6 年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 3 | 認定第 4 号 | 令和 6 年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 4 | 認定第 5 号 | 令和 6 年度片品村簡易水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 1 5 | 認定第 6 号 | 令和 6 年度片品村下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 1 6 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 1 7 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 1 8 | 報告第 5 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 1 9 | 報告第 6 号 | 財政の健全化判断比率等について |

- 日程第 20 報告第 7 号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について
- 日程第 21 同意第 3 号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 22 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 23 議案第 46 号 令和 7 年度片品村一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 24 議案第 47 号 令和 7 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 25 議案第 48 号 令和 7 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につ
いて
- 日程第 26 議案第 49 号 令和 7 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1
号）
について
- 日程第 27 議案第 50 号 令和 7 年度片品村下水道事業会計補正予算（第 1 号）につい
て

会議録 1 号用紙

片 品 村 議 会 会 議 録			第 1 日
令和 7 年 9 月 4 日			
出席議員 12 名		欠席議員 0 名	欠員 名
第 1 番	小 林 政 彦	(出 席)	
第 2 番	小 柳 紀 一	(出 席)	
第 3 番	萩 原 和 典	(出 席)	
第 4 番	高 山 悦 夫	(出 席)	
第 5 番	狩 野 孝 夫	(出 席)	
第 6 番	北 澤 佳 子	(出 席)	
第 7 番	星 野 吉 弥	(出 席)	
第 8 番	千 明 勉	(出 席)	
第 9 番	後 藤 眞 平	(出 席)	
第 10 番	萩 原 正 信	(出 席)	
第 11 番	星 野 栄 二	(出 席)	
第 12 番	飯 塚 美 明	(出 席)	

説明のために出席した者の職氏名

村 長	梅 澤 志 洋
副 村 長	金 子 賢 司
教 育 長	萩 原 明 富
総 務 課 長	大 竹 篤 保
住 民 課 長	須 藤 錦 作
保 健 福 祉 課 長	鎚 木 勲
農 林 建 設 課 長	戸 丸 幸 生
むらづくり観光課長	星 野 一 忠
教育委員会事務局長	萩 原 一 彰
会 計 管 理 者	深 見 ま み

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	小 林 由 里
主 査	狩 野 真 里 恵

議長（高山悦夫君） ただいまから、令和7年第5回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時08分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高山悦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番 星野栄二君及び12番 飯塚美明君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（高山悦夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月12日までの9日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から9月12日までの9日間に決定しました。

日程第3 議員派遣

議長（高山悦夫君） 日程第3、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。
議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付の議員派遣書のとおり派遣することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。
したがって、議員派遣の件は、議員派遣書のとおり派遣することに決定しました。
次に、お諮りします。
ただいま決定された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任したいと思います。ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときには、その取扱いを議長に一任することに決定しました。

日程第4 一般質問

議長（高山悦夫君） 日程第4、一般質問を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

1番 小林政彦君。

（1番 小林政彦登壇）

1番（小林政彦君） 1番。

おはようございます。

今年の夏は猛暑が続いており、またゲリラ豪雨、暴風により全国的に被害が発生しています。沼田市においても突風により被害が出たようです。片品村においても大雨警報が発令され、心配の声が多く寄せられました。村には地区防災計画等がありますが、いつ起きてもおかしくない災害に備え、村民一人一人が防災意識を高めていくことが必要ではないかと思います。

それでは、通告に基づき、一般質問を行います。

（1番 小林政彦 質問席に移動）

議長（高山悦夫君） 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

（村長 梅澤志洋君 答弁席に着席）

1番（小林政彦君） 梅澤村長は令和3年に片品村長に再任されて以来、持ち前の社交性と行動力、その類い希なる手腕を発揮して村政運営に当たってこられました。この4年間で具体的にどのような政策を進めてこられたか、また、今後の施策についてはどうお考えなのか伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの小林政彦議員のご質問について、お答えをいたします。

令和3年11月13日に2期目の村長に就任して以来、「ともに創ろう!!ふるさと片品」のスローガンの下、片品村の未来を見据えた様々な施策に取り組んでまいりました。小規模ながらも地域の特性を生かし、「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしな」の実現を目指して、住民の皆様と力を合わせて歩んでまいりました。

就任以来、まず直面したのは新型コロナウイルスの影響でした。感染拡大の防止はもちろんですが、それ以上に村民の生活の安全と村内経済の持続を守るための対策に全力を注ぎました。

生活支援事業を迅速に展開し、経済面でも地域通貨「おぜだっペイ」を令和5年度から導入、プレミアム率を50%に設定したこの地域通貨は、村内の消費を促進し、地域経済の循環を強化する画期的な施策となっております。村民の皆様からも大変好評をいただいております。地域の結びつきが一層深まっているのを実感しております。

持続可能な財政運営は、今後の安定的な良質な行政サービスを提供するための土台です。

令和3年度末の財政調整基金残高は約19億4,600万円でしたが、令和6年度末には27億3,200万円まで積み増し、村の財政の健全化に努めております。また、役場庁舎建設基金も令和4年度から設置し、令和6年度末には4億5,000万円を確保し、将来の施設整備に向けた準備を着実に進めております。

さらに、環境と地域資源の活用にも注力しており、村有林を有効活用するため、国内初のスキー場跡地でのバイオマス発電所の誘致を実現しました。この発電所は令和7年秋の稼働を予定しており、再生可能エネルギーの活用による環境負荷の軽減とともに、地域の新たな産業創出として期待されています。こうした取り組みは持続可能な地域社会の構築に欠かせないものです。

防災面においては、片品村消防団が令和6年度に全国大会小型ポンプ操法第9位に入賞し、消防団員の技術力と地域の防災意識の高さを示しました。また、令和6年度に国内初の「片品村地区防災計画」を作成し、総務省消防庁より防災まちづくり大賞を受賞しました。これは地域の防災力を組織的に強化し、住民の安全を守るための大きな前進であり、今後もこの計画を基に防災対策を継続的に充実させてまいります。

デジタル化と行政サービスの向上にも取り組み、マイナンバーカードの取得率は群馬県内で第2位を達成しました。これは村民の皆様の積極的な協力と役場職員の丁寧な対応の賜物であり、効率的な行政運営に役立っています。

村税の徴収率も令和3年度の81.0%から令和6年度には82.5%へと向上し、健全な財政運営を支えています。

健康福祉の充実も重要な課題です。令和5年4月から群馬県よりも先んじて、高校生世代までの医療費無償化を実施しました。これにより子育て世代の負担軽減が図られ、安心して子どもを育てられる環境を整えています。保育所の再編も進め、令和4年度に北保育所、令和5年度に南保育所を統合し、効率的で質の高い保育サービスを提供しています。さらに、令和7年度からは保育所の主食であるお米を村で提供し、給食を完全無料化、子

育て世代の経済的な支援を強化することで、子どもたちの健全な成長を後押ししています。

令和6年度から始めたヘルスポイント付与事業も、村民の健康づくりを楽しく促進する取り組みとして好評です。

農林業は片品村の基幹産業であり、その維持と発展には多角的な支援が必要です。令和7年度完成予定の花咲牛の平地区土地改良事業は、生産性の向上と農地の効率的な利用を目指す大きなプロジェクトです。認定農業者には雨よけパイプハウスの整備など施設支援を行い、安定した生産基盤づくりを推進しています。さらに、中山間地域交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農用地の保全や環境保全活動を実施して、集落全体の景観や自然環境を守ることに力を注いでいます。

上郷地区の農業用水利施設の高度化事業採択に向けた取り組みや有害鳥獣対策としての捕獲や電気柵設置補助も行い、農業被害の軽減を図っています。

林業振興では森林環境譲与税を活用し、持続可能な森林管理と地域経済の活性化を両立させています。

交通インフラ面では、細工屋橋、下小川橋、桐ノ木橋の橋梁整備を完了し、安全で安心な道路環境を整えました。

また、令和5年度には、し尿処理を独自に行うため北部浄化センター内に新たな処理施設を完成させ、衛生管理の向上に貢献しています。

地域の活性化策として、令和6年度からは「尾瀬かたしな秋の収穫感謝祭」を開催し、地元製品のPRと交流促進に力を入れております。

観光産業の振興も片品村の重要な柱です。地方創生推進室を設置し、「尾瀬かたしな未来プロジェクト」をスタート、村全体の活性化と持続的発展を目指しています。

武尊山観光開発株式会社の撤退後は、令和3年10月からオグナほたかスキー場や武尊牧場キャンプ場の管理を村振興公社に委託し、令和5年度にはグランピング施設を新設するなど、多様な観光ニーズに応える施設整備を進めています。

脱炭素社会の実現に向けて、ゼロカーボンパークに登録され、令和4年には実行委員会を設立。地域一体で脱炭素化に取り組んでいます。また、観光庁の「観光産業の再生・高付加価値化事業」の支援を受け、持続可能な観光地づくりを推進しています。

コロナ禍で落ち込んだ合宿研修の需要回復を図るため、令和6年度からは合宿研修支援事業を開始し、地域間競争力の強化に取り組んでいます。

さらに、令和6年度からは村民限定で村内5つのスキー場のリフト乗車券無料化を実施し、令和7年度には夏休み期間中に戸倉～鳩待峠間の乗合バス・タクシー乗車券無料化を実施するなど、村民サービスの向上にも努めています。

そして、鳩待山荘の新築に伴い、国内外で宿泊事業を展開する「星野リゾート」の誘致も実現。令和7年度に運営が開始され、村の観光ブランドの向上に大きく寄与すると期待しております。

教育環境の充実も大きなテーマです。令和7年度には小中学校の特別教室にエアコンを整備し、快適で集中できる学習環境を提供します。また、中学3年生全員を対象に海外研修を実施し、国際理解と視野の広がりを促進しています。令和7年度の研修先は台湾であり、子どもたちに貴重な経験の場を提供しました。

地域交流を目的としたウォークラリー大会は令和4年度から開催し、令和6年度からはスポーツ大会も始めました。これらのイベントは地域の絆を深め、健康増進にもつながっています。

さらに、令和6、7年度には、全日本マスターズスキー選手権尾瀬かたしな大会を開催し、競技レベルの向上と地域のスポーツ文化の振興を目指しています。

旧北小学校の校庭には人工芝グラウンドを整備し、安全で快適な運動環境を整えました。

さて、ここからは、今後に向けた主な施策についてご説明をいたします。

まず、戸倉ダムの再検討ということで利根川上流の治水・利水を見据え、戸倉ダム建設計画の再検証に向けた国や県との協議を進めてまいります。これは、片品村の防災のみならず、広域的な安全確保の観点からも重要な課題と捉えております。

移住・定住の促進として、村営住宅の解体や宅地の取得を進め、空き家リフォームの支援や定住支援を充実させてまいります。二拠点生活や移住希望者の受け皿となる制度整備を進め、持続可能な人口構成を目指していきます。

交通アクセスの整備では、国道120号の通年通行や福島県側と接続する国道401号の改良、さらに立沢バイパスの開通支援などを通じて、観光動静の強化と村民生活の利便性向上を目指してまいります。

森林資源の活用に対しては、令和7年度中には「尾瀬かたしな森林ビジョン」を策定し、将来にわたる山林の活用と保全のビジョンを明確にしております。

また、高齢者福祉・除雪体制の充実として、地区ごとの福祉会議やふれあいサロン、安心安全マップの作成を継続し、高齢者や独居世帯の見守り体制を強化できるよう支援してまいります。また、豪雪地帯ならではの課題に対応するため、巡回除雪の実施など雪害対策の充実にも力を入れてまいります。

ふるさと納税においては、今後さらに取り組みを強化し、返礼品の充実や効果的なPRの展開を通じて、片品村の魅力を広く発信してまいります。これにより寄附額の増加を図り、持続可能な財政基盤の強化につなげていきます。

最後に、私が最も力を入れている施策として、鎌田エリアの再整備計画を上げたいと思います。

「尾瀬かたしな未来プロジェクト」の中で、私が村民の皆様には自由な意見を聞きたいという目的で設置をさせていただいた、未来構想委員会の場でも様々なご意見をいただいておりますが、役場庁舎の移転や移住定住者向けの村営住宅の再整備、道の駅を核とした鎌田中心街の再開発、こうしたものを一体的かつ計画的に進められるよう道筋をつけてまいりたいと考えております。

結びに、これまでの2期8年近くの任期において、村民の皆様とともに、「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしな」の実現に向け、多方面に施策を着実に進めてまいりました。今後とも地域の特性を最大限に活かし、持続可能で安心・安全な暮らしを守りながら、活力ある地域づくりを推進してまいります。

村民の皆様の声大切にしながら、議会の皆様とともに地域の課題解決と魅力の向上に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

1 番（小林政彦君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、1 番。

1 番（小林政彦君） ありがとうございます。

4年間の政策事業等は、新型コロナウイルスの影響により全てが後回しになる中、多くの施策を実現されたことは評価するべきだと思います。

しかし、片品村においては、役場移転や鎌田エリアの再整備計画をはじめ、まだまだ多くの課題が山積しております。村民の声に耳を傾け、小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなを実現させてください。

それでは、次の質問に移らせてもらいます。

先日新聞にも載りましたが、11月に任期を迎えるわけですが、これまでの2期8年の実績を踏まえ、3期目を目指すお考えはありますか、お答えください。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

3期目を目指す考えはあるかとお尋ねですが、任期中においては最後の定例議会ということで、本日は小林議員の質問にお答えをさせていただきます。

私は村長に当選させていただきまして、以来2期8年間一貫して私の信念であります誠実公平を理念として、村民の安心・安全・安定した暮らしができる村づくりのため、全力で取り組んでまいりました。その取り組み内容については先ほど申し上げましたとおりです。

また、さらに新しい取り組みができないものかといろいろな場所に出向き、いろいろな方と交流し勉強をさせていただくとともに、多くの分野で多岐にわたって様々な人脈を形成してまいりました。

これまで考えられる施策は、可能な限り進めてきたつもりですが、まだまだ道半ばであると感じております。これからも先頭に立ってトップセールスを積極的に行い、そこで培

った経験や人脈を最大限に活かし、「小さくても輝く村づくり」に邁進してまいります。
この8年間でまいった種がやっと成長を始めたところだと感じています。成長を始めたこの
苗が今後4年間で大きく成長し、素晴らしい花を咲かせ、大きな実となるよう一層努力を
してまいります所存であります。

村の将来的展望をより確かなものにする使命と責任感を持って、10月に執行される村
長選挙に3度目の出馬を決意したところでございます。

議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

1 番（小林政彦君） 議長。

議長（高山悦夫君） 1 番。

1 番（小林政彦君） ありがとうございます。

3 度目の出馬を決意されたということで、村の課題と向き合い、片品村発展のためにご
尽力をお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山悦夫君） 以上で一般質問を終わります。

日程第5 議案第41号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について

議長（高山悦夫君） 日程第5、議案第41号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第41号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律により、仕
事と育児の両立支援制度の利用に関する職員への周知等を盛り込むため、条例の一部改正
をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、第１７条に、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する勤務時間等に関する意向確認等について追加するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 大竹篤保君。

総務課長（大竹篤保君） はい、総務課長。

（詳細説明）

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第４１号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第６ 議案第４２号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高山悦夫君） 日程第6、議案第42号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第42号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律により、育児時間の取得パターンの多様化を推進するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、第22条に、現行の部分休業を「第1号部分休業」とすることに加え、新たな取得パターンである「第2号部分休業」を加えるものです。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 大竹篤保君。

総務課長（大竹篤保君） はい、総務課長。

（詳細説明）

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第42号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第43号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高山悦夫君） 日程第7、議案第43号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第43号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、新たに片品村民生委員推薦委員会委員の報酬及びいじめ重大事態第三者委員の報酬を規定します。また、片品村保育所のあり方検討委員会委員については、別表内から削除したいため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては公布の日から施行し、令和7年8月1日から適用するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第43号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第44号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について

議長（高山悦夫君） 日程第8、議案第44号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第４４号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、長引く物価高騰、最低賃金の引き上げ等により、経費節減を強化しても影響は避けられず、今後運営を維持していく上で、昨年に引き続きリフト料金の値上げをせざるを得ないため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第４４号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第９ 議案第４５号 物件売買契約の締結について

議長（高山悦夫君） 日程第9、議案第45号 物件売買契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第45号 物件売買契約の締結について、提案の説明を申し上げます。

本議案は、GIGAスクール構想第2期における児童生徒1人1台の端末整備に伴い業者の選定を群馬県教育委員会に委任しておりましたが、その業者が決定しましたので、売買契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） なお、詳細な説明を求めます。

教育委員会事務局長 萩原一彰君。

教育委員会事務局長（萩原一彰君） はい、教育委員会事務局長。

（詳細説明）

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第45号 物件売買契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 物件売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第10 認定第1号 令和6年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第2号 令和6年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第3号 令和6年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第4号 令和6年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第5号 令和6年度片品村簡易水道事業会計決算の認定について

日程第15 認定第6号 令和6年度片品村下水道事業会計決算の認定について

議長（高山悦夫君） 日程第10、認定第1号 令和6年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、認定第6号 令和6年度片品村下水道事業会計決算の認定についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

認定第1号から認定第6号までの令和6年度片品村一般会計、各特別会計及び各事業会計の決算について、提案の説明を申し上げます。

認定第1号 令和6年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額49億8,195万899円、歳出総額45億2,899万6,402円、差引残額4億5,295万4,497円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、村税6億5,781万622円で全体の13.2%、地方交付税23億2,794万円、46.7%、国庫支出金2億9,597万6,064円、5.9%、県支出金2億4,475万6,147円、4.9%、繰入金1億9,813万1,265円、4.0%、繰越金2億2,922万1,259円、4.6%、村債3億6,500万円、7.3%であります。

歳出の主なものにつきましては、生活支援対策事業2億2,406万755円、体育施設管理事業1億8,240万7,949円、道路維持修繕費9,820万6,873円、観光振興事業8,798万8,274円、特別会計及び事業会計への繰出金2億7,784万2,111円、利根東部衛生施設組合負担金1億1,850万円、利根沼田広域市町村圏振興整備組合負担金1億8,752万2,000円、地方債の償還金が元金と利子合わせて5億3,143万9,017円であります。

また、令和6年度末の地方債借入残高は40億6,009万1,664円で、前年度末に比べ1億5,774万2,760円の減であります。

歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越明許費3,819万7,000円と、財政調整基金への積み立て2億2,000万円を差し引いた額1億9,475万7,497円は、令和7年度へ繰り越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第2号 令和6年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額6億4,500万9,943円、歳出総額6億1,821万3,227円、差引残額2,679万6,716円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税1億4,456万8,389円で全体の22.4%、県支出金4億2,379万9,527円、65.7%、繰入金4,796万5,471円、7.4%であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費3億9,676万4,775円で全体の64.2%、国民健康保険事業納付金1億9,306万6,129円、31.2%、保健事業費1,410万5,929円、2.3%であります。

歳入歳出差引残額から国民健康保険基金への積み立て1,400万円を差し引いた額1,279万6,716円は、令和7年度へ繰り越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第3号 令和6年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額6億7,668万1,504円、歳出総額6億4,565万5,782円、差引残額3,102万5,722円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料1億2,768万8,800円で全体の18.9%、国庫支出金1億7,245万5,949円、25.5%、支払基金交付金1億6,505万6,000円、24.4%、県支出金1億10万9,000円、14.8%、繰入金9,659万3,700円、14.3%であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費5億7,448万7,148円で、全体の89%であります。

歳入歳出差引残額から介護給付費準備基金への積み立て1,600万円を差し引いた額1,502万5,722円は、令和7年度へ繰り越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第4号 令和6年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額7,639万8,696円、歳出総額7,636万1,249円、差引残額3万7,447円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料4,746万4,681円で全体の62.1%、繰入金2,480万8,940円、32.5%であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費609万956円で全体の8.0%、後期高齢者医療広域連合納付金7,018万465円、91.9%であります。

歳入歳出差引残額の3万7,447円は、令和7年度へ繰り越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第5号 令和6年度片品村簡易水道事業会計決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

収益的収支につきましては、収入が給水収益、他会計補助金などの1億1,877万5,259円に対して、支出は施設の維持管理費などの1億1,673万7,347円となり、純利益は203万7,912円となりました。

資本的収支では980万7,278円の資金不足が生じ、その不足額につきましては、引継金で補填をいたしております。

また、令和6年度末現在の地方債借入残額は1億8,291万9,894円となっております。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第6号 令和6年度片品村下水道事業会計決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

収益的収支につきましては、収入が下水道使用料、他会計補助金などの1億6,532万9,768円に対して、支出は施設の維持管理費などの2億1,194万1,517円となり、純損失は4,661万1,749円となりました。

資本的収支では3,727万7,458円の資金不足が生じ、その不足額につきましては、引継金及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

また、令和6年度末現在の地方債借入残額は、4億5,696万6,911円となっています。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 提案理由の説明が終わりました。

この決算については、監査委員の審査が行われております。

ここで決算審査結果の報告を求めます。

代表監査委員 千明道太君。

代表監査委員（千明道太君） はい、代表監査委員。

議長（高山悦夫君） 代表監査委員。

（代表監査委員 千明道太君登壇）

代表監査委員（千明道太君） 命によりまして、決算審査の報告をさせていただきます。

なお、お手元に配付してあります意見書に基づいて、一般会計と3つの特別会計及び2つの事業会計決算の審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、去る令和7年8月22日、役場2階第5会議室において、星野監査委員と2人で、令和6年度一般会計と3つの特別会計及び2つの事業会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、書類を審査いたしました。

その意見については、次のとおりであります。

審査の結果といたしまして、各会計とも予算額、執行命令、収入支出額、出納関係帳票及び関係書類等照査の上、審査を実施いたしました。審査に当たっては、決算は適確であるか、計数に誤りはないか、予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、財政運営は健全か、事業の成果は上がっているかなどについて審査を行いました。

その結果、計数は正確であり、帳簿類はよく整備され、適切な事務処理と適正で健全な運営がなされ、事業の成果も上がっているものと認定いたしました。

次に、各会計の総括について申し上げます。

なお、意見書に記載してあります収支決算額等の朗読は省略させていただきます。

まず、一般会計についてですが、歳入歳出差引額は4億5,295万4,497円で、翌年度へ繰越すべき財源が3,819万7,000円であるため、実質収支額は4億1,

475万7,497円でさらに基金繰入を2億2,000万円行っているため、翌年度への繰越額は1億9,475万7,497円となりました。

予算額のうち、片品小中学校特別教室空調工事ほか計9件の事業について、総額1億5,749万円が翌年度に繰り越されました。

村税の収入については6億5,781万622円で、昨年より803万9,925円の減収となっています。

村民税が1,078万4,340円の減収でありましたが、固定資産税が313万5,346円の増収、軽自動車税が49万7,000円の増収、村たばこ税が101万3,331円の減収となっています。

地方交付税については23億2,794万円で、前年度より1,850万9,000円の増収となっており、歳入総額の46.7%を占めています。

国庫支出金については2億9,597万6,064円で、4,402万6,333円の減収でした。

県支出金については2億4,475万6,147円で、5,515万4,923円の減収となりました。

村債として3億6,500万円を借り入れ、消防可搬ポンプ積載車購入、村道の舗装維持修繕工事、土出グラウンドの整備工事などのハード事業の他、スクールバス管理運営などのソフト事業にも充当されています。

当年度は、尾瀬の郷づくり基金や奨学基金からの繰入金が多かったことや、大規模修繕工事やスクールバス運行に充てるための過疎対策事業債及び学校教育施設等整備事業債として村債が増えたことにより、歳入が増加しています。

なお、令和6年度末の村債未償還元金現在高は40億6,009万1,664円であり、3月末の基金現在高は36億372万9,228円となっています。

次に、財政の推移であります。3ヶ年の状況を表にして記載してありますので、参考にさせていただきたいと思います。

財政運営の状況ですが、事務事業の見直しや経費の削減などに取り組まれ、堅実な運営が執行されています。

村税の歳入については、収入済額で前年度より803万9,925円の減収となっています。収納率は82.5%であり、前年度より0.7ポイントの減となっており、収入未済額は1億3,421万6,723円と、前年度より7万9,431円の増となっています。

なお、村税収納率調べを載せておきましたので、ご覧ください。

また、引き続き早期の滞納整理など適切な処理を行い自主財源の確保に努めることを切望します。

厳しい財政状況の中、また限られた予算の範囲で、継続事業や住民生活に密着した事業に加え、コロナ禍後の観光需要を見据えた施設整備事業や、物価高などによる厳しい住民

生活の現状に対して、主におぜだっペイを活用した生活支援対策事業が行われております。

今後も効率的で実効性のある予算執行に留意し、健全な財政運営の維持に努めてください。

次に、特別会計についての意見を申し上げます。

最初に、国民健康保険特別会計であります。差し引き金額が2,679万6,716円で、基金繰入を1,400万円行ったため、1,279万6,716円が翌年度への繰越額であり、基金の決算年度末現在高は1億4,375万5,451円であります。

国保税の収納率は82.0%であり、前年度より0.2ポイント高くなっていますが、引き続き滞納整理等を積極的に行い、自主財源の確保に向けさらに努力をお願いします。

なお、療養諸費に対する1人当たりの保険者負担分は27万5,527円で、前年度より647円微増しています。

国民健康保険事業は、医療行政の重要な役割を果たしていますが、被保険者の高齢化や医療の高度化、医薬品の高額化等による医療費の増大などにより、非常に厳しい運営が予想されます。国保会計の健全な運営のためには、被保険者の健康保持推進を図ることも重要な要素であります。片品村が行っている総合健診の受診率向上や健康指導部門との連携等を図り、健康寿命を延ばすことを目指して関係各位のご尽力をお願いします。

次に、介護保険特別会計です。

差し引き額は3,102万5,722円で、基金繰入を1,600万円行ったため、翌年度への繰越額は1,502万5,722円で、基金の決算年度末現在高は2億1,091万9,689円となります。

高齢化がさらに進む中、引き続き高齢者に対する介護の問題が大きな課題となっています。要介護・要支援の認定は増加傾向にあり、今後も介護予防事業や医療と介護の連携を強化し、切れ目のない対応ができるよう本会計の安定化を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく人生を全うできるよう介護サービスの充実に努めていただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

差し引き額3万7,447円が翌年度への繰越額であります。

令和7年3月末現在の被保険者は918人で、被保険者の適切な医療確保を図るため、引き続き迅速かつ適正な各種医療給付の実施に務め、健康の保持増進を図るための保健事業を実施してください。

次に、事業会計についての意見を申し上げます。

令和6年度から簡易水道事業及び下水道事業は、保有資産の価値や事業の経営状況を的確に把握するため、地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用し、複式簿記・発生主義の公営企業会計に移行しました。

はじめに、簡易水道事業会計です。

事業収益1億1,877万5,259円、事業費用1億1,673万7,347円となり、資本的収支は収入総額698万6,000円、支出総額1,679万3,278円です。

なお、収入支出差引不足額980万7,278円については、引継金で補填し、収支の均衡を図っています。

引き続き、持続可能な水道運営を目指し、計画的な施設更新、効率的な維持管理に努めていきたいと思っています。

次に、下水道事業会計です。

事業収益1億6,532万9,768円、事業費用2億1,194万1,517円になり、資本的収支については、収入総額が860万円、支出総額が4,587万7,458円です。

なお、収支差引不足額3,727万7,458円については、引継金1,292万7,264円及び当年度分損益勘定留保資金2,435万194円で補填し、収支の均衡を図っています。

今後も社会情勢の変化等による下水需要の動向を見据えながら、住民の生活環境の向上や村の自然環境保全、河川の水質保全の立場から下水道事業区域外の整備計画も同時に進め、村全体の整備が進むことを望みます。

なお、令和5年度及び令和6年度における3特別会計、2事業会計への一般会計からの繰入金の状況の表を記載しておきましたので、参考としてください。

最後に、結論といたしまして、一般会計と特別会計及び事業会計の決算は正しく、証拠書類もよく整理されて会計経理は適正であり、概ね良好と認めます。

財政については、令和6年度片品村健全化判断比率等について決算審査後審査を行い、片品村のそれぞれの比率については早期健全化基準には該当せず、良好な比率となっているため健全な財政であると言えます。

また、自主財源に乏しい厳しい財政状況の中ではありますが、村道の改良や維持修繕、県営牛の平地区水利施設保全高度化事業など、村づくりの基礎となる事業の推進を図るとともに、子どもから高齢者までの福祉事業や総合健診、予防接種等の保健衛生事業、厳しい住民生活の状況に対して生活支援対策事業を行うなど、村民に密着した事業が実施されたことは、村民の生活や福祉の向上に貢献したものと考えます。

歳入における村税・公共料金などの収入未済額の処理は、所管課により適切に対処されているところではありますが、村税や公共料金などの収入未済については、負担の公平性に対する重要性を認識し、滞納の解消に向けた積極的な取組について、更に努力をしてください。

村当局として毅然とした厳しい対処により、村民間の公平と財源の確保に努めることが、今後益々厳しさを増すと予想される財政運営の上からも強く望まれます。

観光事業については、年末年始は降雪に恵まれ、スキー場の入り込み者数も順調に推移し、道の駅尾瀬かたしなをはじめ、花咲の湯、新しくグランピング施設が加わった武尊牧

場キャンプ場なども、コロナ禍後の観光需要に支えられ良好な成果が見られたと言えます。

今後も指定管理者をはじめとする関係各位と連絡や協議を密にいただき、常に新しい取り組みを行うなど、引き続き努力をお願いします。

地方分権と行財政改革、人口減少及び少子高齢化への対応や住民福祉の拡充など、様々な行政課題が山積する中でありますが、住民のニーズを速やかに把握するとともに、計画的かつ効率的な行財政の運営と安定した事業計画の立案を心がけ、住民福祉の向上や明るく活気ある村づくりのための施策を望むものであります。

また、生活必需品の価格高騰などにより、住民生活は厳しさを増していますが、役場職員個々の資質向上を図り、この厳しい時代だからこそ住民の期待に応える行政執行がなされるよう一層の努力を希望します。

本決算処理完結のため、事務執行にご尽力された各位に深く敬意を表し報告といたします。

議長（高山悦夫君） 監査委員の報告が終わりましたので、これから報告についての質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

監査委員、自席へお戻りください。

（代表監査委員 千明道太君自席へ移動）

議長（高山悦夫君） 認定第1号から認定第6号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

日程第16 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（高山悦夫君） 日程第16、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長（梅澤志洋君） 村長。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

これは、令和7年度片品村一般会計補正予算（第2号）を専決処分したことにより、承認を求めるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,596万1,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、寄附金の増額であります。歳出につきましては、総務費の増額であります。

補正の内容ですが、アサヒビール株式会社による企業版ふるさと納税対象事業として選定されたことを受け、地域活性化推進の観点から当該事業を速やかに実施する必要があり、予算の措置を行ったものであります。

ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第17 報告第4号 専決処分の報告について

議長（高山悦夫君） 日程第17、報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第4号 専決処分の報告について、説明を申し上げます。

本報告については、令和6年9月13日に契約締結をしました令和6年度桐ノ木橋橋梁補修工事の工事変更請負契約締結について、報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） なお、詳細な説明を求めます。
農林建設課長 戸丸幸生君。

農林建設課長（戸丸幸生君） はい、農林建設課長。
（詳細説明）

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
以上で、報告を終わります。

日程第18 報告第5号 専決処分の報告について

議長（高山悦夫君） 日程第18、報告第5号 専決処分の報告についてを議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第5号 専決処分の報告について、説明を申し上げます。

本報告については、令和6年9月13日に契約締結をしました令和6年度戸倉・富士見下線落石防止網設置工事の工事変更請負契約締結について、報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 戸丸幸生君。

農林建設課長（戸丸幸生君） はい、農林建設課長。

（詳細説明）

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第19 報告第6号 財政の健全化判断比率等について

議長（高山悦夫君） 日程第19、報告第6号 財政の健全化判断比率等についてを議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第6号 財政の健全化判断比率等について、提案の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、関係書類を提出し、報告するものでございます。

まず、健全化判断比率の状況ですが、一般会計の実質赤字比率及び特別会計を含めた連結実質赤字比率につきましては、赤字がないため比率は算出されませんでした。

実質公債費比率につきましては5.9％でした。

将来負担比率につきましては算出されませんでした。

次に、公営企業会計の資金不足比率の状況ですが、全ての会計に資金不足はありませんでしたので、資金不足比率は算出されませんでした。

今回提出した関係書類につきましては、令和7年8月22日に片品村監査委員による審査を受け、内容の認定をいただいたことを申し添え、ご報告いたします。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第20 報告第7号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について

議長（高山悦夫君） 日程第20、報告第7号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第7号 片品村振興公社株式会社の経営状況に関する書類の提出について、ご報告申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、法人の経営状況等に関する関係書類を提出し、ご報告申し上げるものでございます。

今回提出した関係書類につきましては、令和7年6月23日開催の監査役監査において承認をいただいておりますことを申し添え、ご報告といたします。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
以上で、報告を終わります。

日程第21 同意第3号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（高山悦夫君） 日程第21、同意第3号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。
本案について、提出者の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第3号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

片品村固定資産評価審査委員会委員の星野幸男氏が令和7年9月30日で任期満了となります。

つきましては、星野幸男氏を委員に再選任いたしたく、同意をお願いするものでございます。

星野幸男氏については、人格及び識見共に適任者であると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、同意第3号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第22 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（高山悦夫君） 日程第22、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案の説明を申し上げます。

現委員であります桑原護氏の任期が令和7年12月31日で満了になるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、萩原茂樹氏を後任の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

萩原茂樹氏は、人格・識見等が同法の基準に適合しておりますので、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり答申することに決定しました。

日程第23 議案第46号 令和7年度片品村一般会計補正予算（第3号）について

日程第24 議案第47号 令和7年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

について

日程第 25 議案第 48 号 令和 7 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 26 議案第 49 号 令和 7 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

について

日程第 27 議案第 50 号 令和 7 年度片品村下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議長（高山悦夫君） 日程第 23、議案第 46 号 令和 7 年度片品村一般会計補正予算（第 3 号）についてから、日程第 27、議案第 50 号 令和 7 年度片品村下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてまでの以上 5 件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第 46 号から議案第 50 号までの令和 7 年度一般会計、各特別会計及び下水道事業会計の補正予算について、提案の説明を申し上げます。

議案第 46 号 令和 7 年度片品村一般会計補正予算（第 3 号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 5, 106 万 4, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45 億 1, 702 万 5, 000 円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税、国庫支出金、繰越金、諸収入等の増額及び基金繰入金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、商工費、土木費、教育費等の増額であります。おぜだっペイキャンペーン事業、定額減税不足額給付金事業等が主なものであります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第 47 号 令和 7 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ934万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億480万5,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰越金、諸収入の増額及び繰入金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費及び諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第48号 令和7年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,092万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億576万4,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰入金及び繰越金の増額であります。

歳出につきましては、諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第49号 令和7年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,995万4,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金、諸収入の増額及び繰越金の減額であります。

歳出につきましては、総務費及び諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第50号 令和7年度片品村下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

収益的支出について、下水道事業費用として修繕料等の3,100人を計上するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 議案第46号から議案第50号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長（高山悦夫君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高山悦夫君) 異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

午前11時29分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

片品村議会議長 高 山 悦 夫

片品村議会議員 星 野 栄 二

片品村議会議員 飯 塚 美 明